

法改正 情報	<b>山本浩司のオートマシステム 新・でるトコ 一問一答+要点整理 4</b> <b>民訴・民執・民保・供託・書士・刑法・憲法</b>	4128
-----------	--	------

刑法の一部が改正（平成 29 年 7 月 11 日施行）され、本書の記載内容に変更が生じました。

恐れ入りますが、以下の新旧対照表をご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	旧	新
421	A5	
	× 収賄罪のみが……（刑法 3 条参照）。	○ そのとおり。収賄罪と贈賄罪、いずれも成立する（刑法 3 条 6 号、4 条 3 号）。

以 上